

つたピレネー路の生新らしい追憶を御土産にし

て。(昭和七年二月二十九日稿了)

伊太利ところぐ (二六)

瀧川 規 一

【フロレンスで有名な掘出し物】爽快なる初夏は既に過ぎて夕涼を漸く悦ぶ六月下旬サン・ロレンツォ寺前のピアッツアを彷徨ふ。廣場はこの寺とリカルデ一家のバラッツォの間にあり邸宅前の階段は古物市の出し店に利用されて居る。着ふるしの衣類古道具や家具をはじめ、がらくた同様の骨董品が弘法さんの晝市そのまゝで觀客を呼んでゐる。骨董品では額縁^{プラテ}・鏡架・ブロンズ製の天使の首・近代の繪畫・裸體の習作・黒玉・角礫・斑石等の寶石類、素焼の胸像・絨續類等數へ得ぬ程雜然と並べられ而かもどれもこれも完全なのがない。斯んながらくた物のなかに不圖目に留つたのが羊皮の表紙のついた

古く黄ばんだ一冊子である。他に書物としては拔萃書があり、アレキザンダ・ジューマの小説ラ・ダーム・オー・カメリア (La Dame aux Camellias) もあり教科書となつたホレース (Horace) その他何々上人の奇蹟傳記を書いたものが幾冊もあつた。然しこの古びた小冊子に心を惹かれ値段を聞くと一リラと云ふのである。今日の爲替相場にして六七十錢のものである。早速代價を拂つた。冊子は小四折形の大さで一部分は印刷してあり一部分は書いてある。この小冊子を手にし降り段附近の立像近くにある噴水を圍む欄干に暫時凭れて内容を讀んで見る。噴水の邊に居た足首の太い伊太利娘にも商人にも

目をくれず夏帽の材料である麥藁細工の擴げ並べてある處や古い家財家具の並べてある店先や日光にあたつて惡臭を放つ古着の間を歩きながらこの冊子を讀みつゞける。斯くて町から町へと歩を運び、冊子から目を離さない。サン・ロレンツォのピアッツァからストロッチ (Strozzi) に來て其處で讀み、サンタ・ツリニタ (Santa Trinita) のピアッツァにある石柱—コシモ (Cosimo) 一世が十六世紀に勝ち得た勝利の記念の爲めに羅馬のカラカラ (Caracalla) の大浴場から取つて來たと稱せられてゐる。この石柱の處でも讀み、その附近の橋の袂でも讀み、フェリチエ (Felice) 教會前のカサ・ギヂの家に歸る迄この小冊に心を奪はれて居た。タイトルページからインデキスまで讀み通し、自宅の階段の最初の平石に達した時には日没の頃であつた。斯くして漸く内容が判明した。五分の三は印刷その他は補遺である。表題は *Romana Homicidiorum* と云ふ。これだけでは單に羅馬の殺人

伊太利と云ふ

事件と云ふに過ぎない。然し前後に詳しく表題を補足した文句がある。それによると事件は貴族のギド・フランチェシニ (Guido Franceschini) が四人の兇漢を報酬金で語らつて犯した殺人事件である。この冊子には五人共審問の結果有罪と定まり或は斷頭或は絞殺の刑を夫々身分に應じて一六九八年二月二十二日羅馬に於て執行された。一件全部の論旨を書いてある。またこの冊子には姦淫を犯せる妻を其夫が殺し得るや否や、また如何なる時に殺し得且つ從來慣習であつた財産沒收を免れ得るや否やが論議されてゐると云ふのである。一寸好奇心を唆る表題である。

内容の性質を云ふと、原告被告の申立があり更に相互になした抗告がある。被告と證人の口供書がある。犯人の處刑を宣告する書簡がある。殺された妻君の無罪を證明する文書がある。この冊子はこれ等の一件書類を一纏にしたものであつて誰かこの事件に關心を持つてゐたものが

後に集めて置いたものらしい。扱て事件の顛末を述べなければならぬ。

一六七九年に羅馬に住んでゐたピエツロ・コムバリニ (Pietro Comparini) とその妻ヴィオランテ (Violante) と云ふ中老の夫婦があつた。この一家は中流階級の生計を營み、外觀を飾ることを好んだが爲めに相當の収入があつたに拘らず負債をもつてゐた。當時羅馬には適度の貧乏人には都合のよい施設があつた。それは法王から給與される救済金である。貧乏ではあるが乞食することをなし兼ねる人々を救ふ爲めに給與されることになつてゐた。この老夫婦は法王の憐憫によつて其目を送つてゐた。然し債權者が常に逼つて來て、自己所有の財産があつても餘澤を受けることが出来ない。その財産は未だ生れない法定相続人のものとして定められてゐたので、その財産に手をつけることが出来なかつた。

日に／＼逼る苦みを脱する爲めには、どうし

ても一人の小供を持たなければならなかつた。斯うした場合往々あるやうに一家の主人よりも主婦の方がより多く心を煩はし、主人がぼんやりしてゐる間に、妻君は主人と相談もせず一切を取計らひ秘密を獨りの胸に秘めて斷行した。即ち貰子をするが世間には自己の腹から生れ出たやうに云ひ觸らして、世間を邁着することを敢へてなした。その豫備行爲として五十歳を超えて居る年齢でありながら、妻君は懷妊を云ひ觸らし遂に一人の娘の母親となつた。娘の名をフランチェスカ・ポムピリア (Francesca Pompilia) と云ふ。

ポムピリアが十三歳になつた時に恰も羅馬にはアレツツオ (Arezzo) 出身の貧乏貴族でギド・フランチェシニと云ふ伯爵が居つた。彼は三人兄弟の長兄であり次をアバーテ・パオロ (Abate Paolo) と云ひ、三男はカノン・ジロラモ (Canon Girolamo) と云つた。アバーテと云ひカノンと云ふ語によつて知られる如く聖職に關係があつ

た。ギド伯も亦僧侶としては非常に下級の位に居つたが、家産復興の爲めに聖職によつて立身出世を企て永年その爲めに努力した。然し所期の昇進が容易に得られない。年齢既に五十にして未だ昇進を得ず、依然として貧困である。而かも好男子ではない。背が低く瘠せて顔色が悪い。さうして鼻が馬鹿に突き出て居る。彼は最後の手段として金のある妻君を物色した。然し彼が妻に與へて妻を満足せしめ得るものは只伯爵と云ふ榮爵丈けである。だから相手の女は非常に身分のない金持ちの相續女であればよい。彼は當時世間の取沙汰の中央放送局とも云ふべき散髪屋でポムピリア・コムバリニの噂を聞いた。而かも彼女の持參金の額については噂に有勝ちの誇張した額を耳に入れた。好餌逸す可からずとした彼は弟アバチ・バオロの援助を得て、ポムピリアに結婚を申込んだ。兄弟は求婚の際に自己の財産を過大に見積り、ポムピリアの資本即老夫婦の財産よりも大なる金額を年々の收

入なりと云つて、この結婚の利益を申立てた。何と云つても女は淺墓であつた。ヴォランテはその莫大なる収入に目をくれて求婚に同意をしようとした。夫君のピエツロは妻君程には甘言に乘らなかつた。彼は慎重な態度をとつた。伯爵の財産状態を調査した。さうして娘が極めて年少なりとの理由で伯爵との結婚を拒絶した。

妻君のヴォランテは一旦は主人の拒絶の意志に服従したが、裏心は未だ主人の意を快しとしなかつた。彼女は主人に秘して娘のポムピリアをルチナ(Luchina)のサン・ロレンツォの寺に連れ出し、秘かに結婚の式を挙げギド伯の妻としてポムピリアを家に連れ歸つた。然し妻ヴォランテはいつまでも主人にそれを秘くしておくことが出来なかつた。主人がそれを知つた頃には結婚は既に過去の事實であり如何ともするところが出来なかつた。ピエツロ老人は不承不承ながら事後承諾をなし、娘の持參財産を濟し崩しで支拂ふことを承知した。尙不足の部分を填補

する爲めに自己所有の全財産を新婚夫婦に譲渡した。それが爲めに老夫婦は羅馬で獨立生活を營むことが出来なくなつたので、アレツォのフランチェシニ伯の邸宅に移住して新婚夫婦と共同生活をしなければなくなつた。この新舊兩夫婦の共同生活はその結果がよくなかつた。數ヶ月經て老夫婦は住み心地がよくないので羅馬に歸ると云ひ出した。羅馬に歸る旅銀すら持たぬので老夫婦は婿から金を借りて歸つた。

義理の親子が一旦始めた共同生活をやめて再び元の舊巢に歸ることを欲することは世に珍らしい出来事ではない。往々ある事であるが、一家の不和の原因が何れの側にあるかを定めることは困難である。アレツォの知事は全責任が老夫婦にあるとして酷く攻撃をしてゐる。世間の評判と後に法廷でなした證人の證言とはその責はギド伯にあると云ふ。ポムピリアが後に審問された時證人として喚問された家婢が詳細に亘つてギド伯から老夫婦が日常手酷い取扱ひを

受け、ポムピリアと共に充分な食事すら與へられなかつたことを述べてゐる。今日の常識から考へても舅姑の間にはよくある紛擾である。日常の詳細なる不満が双方に積り積つて、最初は内證事であつたものが表沙汰になる。斯くなる所以を察せずして全財産をあげて若夫婦に與へそれが婿殿の獨裁權の下におかれるやうになつてから年老いたる外戚の親は勿論のこと肉身の親ですら再び戻らぬ失策を啣つに至る。これを悟らなかつたのはピエツロの愚昧が然らしめたか、またはと、いかの婢の淺はかが災したか何れにしても主人のピエツロの責任であつた。實に二百年以上の昔の出来事とは思へない。

斯うなると偵がのヴィオランテも主人に對してすまぬ氣が起つたであらうし、良心の苛責ばかりでなく、日常生活の苦しみがひし／＼と身に答へたであらう。彼女は何かして有形無形の苦痛を免れたいと考へた。基督敎國では懺悔によつて心の重荷を卸す手段がある。彼女がそ

れを念願してゐた折しも時の法王が八十歳の祝賀式を擧げることゝ世に公にし、罪を懺悔する

ものあらば罪障消滅を許すと宣言した。この赦罪令には條件が附けられてあつた。赦罪前に罪滅しの償ひをしておかねばならぬと云ふのがその條件であつた。ヴィオランテの場合にこの條件をあてはめると、ヴィオランテは母性を偽つて合法上の相續人から詐取して居るものがある。それを豫め償つて置かねばならぬ。斯く云ふ償ひは有形の償ひと云ふよりも無形の償ひである。償ひの第一手段は主人に對し過去に於ける自己の偽遺行爲を告白することであつた。彼女は告白をなした。然し主人のピエツロはこの告白を直に利用してポムピアの親子關係を絶つ爲めに離婚手續をとりそれによつて夫君ギド伯が要求する凡ての權利を拒絶した。自然ギド伯は法廷に訴へた。法廷は原告被告に和解を命じた。ピエツロは裁判所の命令に對して上告した。爲めに問題は未解決のまゝに残された。

伊太利ところへ

これも亦今日の世間にはざらに起る事柄である。

斯る訴訟行爲に目を送つて居る間に最も耐え難き憂目を見たのは只ポムピアであつた。親に對しても主人に對しても氣まづい思をしなければならぬ。それでなくても日頃主人の冷酷な暴君的虐待を忍ばなければならぬ。主人に對して愛よりも恐怖の心が増すばかりである。夫君たるギド伯にとつては妻の素性が明になると共に持參金が手に入らなくなる恐が明になつた。兩者相挾つて妻を嫌ひ好かぬ氣持が日々に増して來て遂に憎惡の念すら抱くに至つた。さうすると妻を手許に置くのが嫌になつた。何とかしてこれを追出したいと考へた。さりとて結婚によつて生ずべき利益を失ひたくはなかつた。この利益の喪失なくして且つ嫌な家内を追出したいと思つた。家内に附隨する利益を手放さず家内のみを手放すには家内に何か缺點失策を見出し難癖をつけなければならなかつた。その難

癖は妻が夫に對して不實な行爲を犯したと云ふことにすれば妻を追ひ出すに好都合であつた。

こゝにカノン・ジュセッペ・カポンサッキ (Capon Giuseppe Caponsacchi) と云はれるカノンが居つた。この僧とギド伯夫人とは親交をもつて居た譯ではなかつたが、僧が人妻に云ひ寄つたと云つてギド伯は夫人を責めた。その責め方は並一通りではない狂暴さであり執念深いものであつた。遂に夫人は最初は心にもなかつたが夫君の苛責に耐え兼ねて其僧と共にアレツツオを逃げ出した。甘からぬ餅米をねり廻してゐる間に遂に甘くねばり強い飴を作る遣り方をギド伯はなしたのである。

ポムピリアがカポンサッキと共に家出をなすに至つたのは決して彼女の突然の氣紛れではなかつた。それより以前に既にアレツツオの大僧正及び知事に宛ててギド伯から虐待暴行を受けぬやうの保護願を提出してゐた。また義理の兄弟にあたるコンチ (Conti) にも援助を依頼し

てゐた。或る一僧に事狀を打ち開けて羅馬にある老夫婦に宛て救援依頼の手紙を代筆して貰つた。彼女の祈願が協はず何れよりも救援をして呉れなかつた。アレツツオの町の人々はギド伯の身方をなしフランチェシニ家を恐れて手を出して呉れぬ。豫ねてからの噂によるとカポンサッキは決斷力に富んだ僧であり、羅馬行きの旅行を近々すると云ふことをポムピリアは聞き込んでゐた。偶然にポムピリアは家の二階の窓若くはバルコニからこの僧に呼びかける機會を得た。

如何に果斷な人物であつても、僧の身分である以上一婦人から呼びかけられ逃亡の援助を頼まれても、おいそれと容易に引受けさうにもない。ポムピリアはそれでもやつとこのことで承諾した。或る夜ポムピリアは夫君の寢床から抜け出でて、約束の馬車をもつてカノンが待つて居る處に落合つた。目的地は羅馬のペエツロ・ヴィオランテの老夫婦の家である。日夜兼行で

兩人は羅馬に向つて走つた。ボムビリアの身體は疲勞の爲めに一氣に羅馬に入ることを許さなかつた。目的地を去る僅かに四時間以内の旅程である村落カステルヌオヴォ(Castelnovo)に達した時に其處で一夜を宿泊することを餘儀なくされた。逃亡の妻の後を追うて來たギドはこゝで追付いた。僧と伯爵夫人とは伯が追付いた時には同じ室には居なかつたけれども、兩人が駈落ちしたことは明白であつた。發見の際ギド伯が怒の發作に委かせて兩人でなくとも妻丈けなりとも其場で成敗したならば羅馬の法律は伯に對して寛大な處分を幾分でもなして呉れたであらう。然しそれを伯はなさなかつた。伯は逃亡者等を逮捕する許可を得、其處に一時留め置いて法に訴へた。兩人は羅馬の新刑務所カルチエリ・ヌオヴィ(Carceri Nuovi)に投じられ姦淫の罪狀を以て審問に附せられた。

不義の妻を成敗するのが伯の目的ではなくて斯る破目に妻を導き陷れるのが伯の本志であつ

たかも知れなかつた。審問が開始されると伯はボムビリアとカボンサッキとが交換した言葉以外に或はボムビリアの名で僧に届けられ、或は通りすがりの際窓から彼女の手によつて投げられた手紙などが罪狀の證據として法廷に提出され論議された。伯の言ふ處によるとこれ等の手紙は何れも逃亡に關するものであつて、誰が書いたか一目瞭然であつて疑義を挿まなかつたから一讀後燒棄てたと云つてゐる。然るにボムビリアは證據物件たる手紙をよく見て、後に彼女が無筆であつて讀み書きが出来ぬと申立てた。この手紙に就いては疑の餘地は充分にあつた。筆者は伯自身であつたか若くは伯に頼まれた誰かが偽手紙を書いたかであつた。のみならずカステルヌオヴォの宿に遺留された十八通から二十通に至る兩人にとつて不利を證據立てる手紙が提出された。然しどうしたことかこれ等の手紙を見ても兩人は眞面目に辯駁も拒否もしてゐない。然し手紙それ自身に偽造の跡が歴然とし

てゐた。

法廷に於てはボムピリアもカボンサツキも共に凡ての質問に對して簡單な言葉で而かも確かりとした返答をなしてゐる。兩人の口供が必ずしも全部符合してゐなかつたけれども、兩人の間には何等疚ましき關係がなかつたことを印象づけるやうに道徳的確信を全體として作るに役立つた。僧の云ひ分は虐待をうけてゐる哀な婦人を救出する爲めに義侠心から同道をしたに止まると云ふのである。僅かな不一致の口供はとるに足らぬものであつた。然し如何に道徳的確信が確乎不拔のものであつても、それが直に法律上の證據にはならない。また偽證の問題も起らなかつた。法廷はこの事件について何れともきつぱりと判斷し兼ねた。とに角カボンサツキに對してはボムピリア即ちフランチェスカ・ボムピリア・コムバリニと云ふ他人の妻の逃亡と錯行とに共犯者たること及び僧の身分でありながらボムピリアと餘りに多く親密になり過ぎた

と云ふ廉で僧はチヴィタ・ヴェキア (Civita Vecchia) に三年間追放されることを宣告され、ボムピリアは一時尼院托けにすることを云ひ渡された。法廷では兩人は有罪なりと認めたが、その所謂は只名義ばかりの所謂を加へたのである。この判決ではギド伯は勿論満足しなかつた。

この審問及び裁判の記録は傳記的に書かれて居り劇的興味を多分に持つものである。上述の如く裁判の結果が曖昧であり、後の禍を包藏してゐるらしく思へる。證據の手紙についてもボムピリアがよしんば無筆の女でないにしても教育のない女の書けさうに思はれぬ手紙である。事件の真相と判決は關係者をして益々次の手段を計畫せしめるやうなものに過ぎなかつた。

(この項つゞく)

新刊即報

○日本古版地圖集成

栗田元次 著
博多成象堂發行
特價 金拾六圓

廣島文理科大學の栗田教授は夙に地圖の蒐集を以て任じて